

## JIIMA への寄附のお願い

JIIMA の公益目的事業である「文書情報マネジメントの普及啓発」を財政面で支えて頂くために、篤志家の皆様からの寄附をお願い申し上げます。

JIIMA は公益法人として内閣府から認可されていますので、個人の方の寄附については、JIIMA 発行寄附金領収書を添付した**確定申告によって所得控除が申請**できます。

また法人様の寄附については、公益法人に対する寄附に適用される、**別枠の損金算入**をご利用いただくことができます。

寄附には「一般寄附」の他、寄付金の使途をご指定頂ける「特別寄附」がございます。

また金銭に限らず財産権の寄附も可能です。

寄附をご検討される方は、JIIMA 専務理事(担当・甲斐荘)までご一報ください。

E-mail [kainosyo@jiima.or.jp](mailto:kainosyo@jiima.or.jp) TEL.03-5821-7351

\*詳しくは JIIMA 寄付金等取扱規程をご参考ください。

### 個人の方の寄附(所得控除)

JIIMA への年間寄附合計額のうち 2,000 円を超える金額について所得控除が適用されます。確定申告の際に JIIMA 寄付金受領証明書を添付して申請してください。

寄附金額 - 2,000 円 = 所得控除額

\* 但し総所得金額等の 40%相当額が限度

事 例:

年間の総所得金額が 600 万円、寄附金の合計額が 20 万円の場合、20 万円 - 2,000 円 = 19 万 8,000 円が、総所得金額より控除できます。(控除額 19 万 8,000 円は、総所得金額 600 万円 × 40% = 240 万円の限度内となりますので、19 万 8,000 円全額が総所得金額からの控除対象となります。)

### 法人様の寄附(損金算入)

通常的一般寄附金の損金算入限度額と別枠で、損金算入が認められます。

事 例:

資本金が1億円、年間の所得金額が 1,000 万円の場合

(A) 一般損金算入限度額 =

$\{(100,000,000 \text{ 円} \times 2.5 / 1000) + (10,000,000 \text{ 円} \times 2.5 / 100)\} \times 0.25 = 125,000 \text{ 円}$

(B) 別枠の損金算入限度額 =

$(100,000,000 \text{ 円} \times 3.75 / 1000 + 10,000,000 \text{ 円} \times 6.25 / 100) \times 0.5 = 500,000 \text{ 円}$

したがって、(A) (B) の合計金額 ((A) + (B) = 625,000 円) の損金算入が認められます。

\* 税制は、毎年のように改正されますので、最新の状況については、税務署にお尋ねになるか、  
国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)でご確認のほどお願いいたします。  
当サイトに記載されている情報は、必ずしも最新のものでない可能性がございます。

JIIMA 一般寄附金受領証明書(領収書)

発行 NO. \*\*\*\*-\*\*\*\*-\*\*

氏名(又は法人名) \_\_\_\_\_ 様

住所(又は所在地) \_\_\_\_\_

受領金額 金 \_\_\_\_\_ 円

上記の金額を受領いたしました。  
本寄附金は、JIIMA の公益目的事業に関連する支出に50%以上を使用させて  
頂きます。

令和\*\*年\*\*月\*\*日

〒101-0032 東京都千代田区岩本町2丁目1番3号 和光ビル7階  
公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会(JIIMA)  
理事長 勝丸 泰志 (印)

- \*JIIMA への寄附は、所得税法第78条該当の寄附金控除(所得控除)の対象となります。
- \*法人様の寄附金については、法人税法第37条第4項該当の特別損金算入限度額の寄附金として損金算入することができます。
- \*この寄附金受領証明書は、寄附税制の適用を申請する際に、税務署に提出が必要となりますので、大切に保管してください。  
なおこの寄附金受領証明書の再発行は、固くお断りいたします。
- \*この寄附金受領証明書は、印紙税法の規定により非課税とされていますので、収入印紙の添付は致しません。